

議長交際費の支出に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市議会議長(以下「議長」という。)が厚木市議会を代表し、議会運営に必要な外部等との交際に要する経費(以下「議長交際費」という。)について、適正かつ公平な執行を図るため、その支出について必要な事項を定める。

(議長交際費の支出)

第2条 議長交際費の支出は、その相手方及び内容が相当であり、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限とする。

(議長交際費の支出項目)

第3条 議長交際費の支出項目は、次のとおりとする。

- (1) 祝金
- (2) 寸志
- (3) 会費
- (4) 慶弔
- (5) 見舞
- (6) 賛助
- (7) 接遇
- (8) 印刷
- (9) その他

(議長交際費の支出額)

第4条 前条各号に掲げる支出項目の支出金額、支出内容等については、原則として別表に定めるとおりとする。

(議長交際費の公開)

第5条 市民等に対する議長交際費の公開については、厚木市情報公開条例(平成13年厚木市条例第15号)に規定する非公開情報を除き、公開する。

2 前項の規定による公開は、1箇月ごとの支出状況を翌月の15日までに公表する。

(見直し)

第6条 この基準は、社会情勢の変化等に十分配慮し、適正な執行を確保するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

議長交際費支出金額

支出項目	支出金額	主な支出内容等
祝金及び寸志	5,000円	外部団体等の各種総会、大会、祝賀会等で、飲食を伴い、会場が会社等の施設、公共施設の場合 市補助金等を受け実施される行事等には支出しない。
	10,000円	外部団体等の各種総会、大会、祝賀会等で、飲食を伴い、会場がホテル、旅館等の場合
会費	会費相当額	外部団体等の主催する事業等で参加費の明示があるもの
見舞	10,000円	現職議員の1箇月以上の入院、三役及び県央八市議会議長 その他は議長と協議して決める。
慶弔		別に定める弔慰金額一覧表による。
賛助	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	公に認められた団体及びそれに準ずる団体で、その趣旨が明確である場合とし、その都度議長と協議して決める（賛助金、寄付金、支援金、カンパ、掲載料、購読料等）
接遇		他の自治体の議会、外部団体等との意見交換、折衝及び接遇に要する経費並びに友好都市議会交流での意見交換等に要する経費
印刷		名刺印刷等
その他		議会運営上特に議長が必要であると認める経費